

# うえの事務所通信

たてばやし祭で御輿を頑張りすぎて、両肩の痛みが治らない上野俊夫です。この度、季節に一度うえの事務所通信を発行することとしました。事務所やスタッフの近況などを報告します。気軽に読んでいただければ嬉しいです。

皆さん、今年の夏はクーラーがあまり使えないと思いますが、体調を崩していませんか？ 節電を頑張りすぎて熱中症で倒れたということにならないよう、体調管理には十分気を付けてくださいね。



7月16日と  
17日にたてば  
やし祭りでお神  
輿を担いできま  
した。一昨年、  
去年も担ぎまし  
たが今年は初日

に担ぎ手の人数が少なかったこともあって、異様な重さでした。担いでいるときは、肩だけでなく首や腰にも電撃が走りました。苦しかったですが、やせ我慢するのが神輿の精神だと思いますので、最後まで頑張ってきました。終わって家に帰った後はぐつたりして、両日ともしばらく動けませんでした。「なんでそんなになってまでするの？」と思う人もいるかもしれません。神輿を担いでいる最中はみんなで掛け声をあげながら神輿を担ぐ一体感があり、神輿を担ぎ終わった後はマラソンを走り終わったような爽快感があります。これらは実に気持ちのいいものです。汗をかきリフレッシュをして、新たな気持ちで仕事に取り組めます。

2年くらい前に遺産分割について依頼いただいたY・Kさん（板倉）の件を紹介します。この件は、Y・Kさんのお祖母さん名義の土地がY・Kさんの自宅の土地に隣接していたところ、この土地の名義を自分名義にしたいということで、依頼を受けたものです。お祖母さん名義の土地は二筆ありましたが、面積は合計しても71平方メートルに過ぎませんでした。ただ、このような狭い土地でも、相続人間で話し合いが行われていなければ、相続人全員の共有となります。Y・Kさんの場合、お祖母さんの相続人は41人いました。土地をY・Kさん名義にするためには、41人全員の同意を取り付ける必要があります。

当初、全員から同意を取り付けるのは不可能かと思いました。裁判所に調停の申し立てをしたのですが、予想どおり何の返答もしてくれない人が結構いましたし、行方不明になっている人もいました。ある相続人の方からは「なんで知らない弁護士に印鑑証明書渡さないといけないんだ！」とお叱りも受けました。しかし、粘り強く交渉を続け、行方不明の人については法的措置もとて、約2年かけて41人全員から同意を取り付けることができました。その結果、問題の土地の登記名義をY・Kさんとすることができます。Y・Kさんは、「自分の代で解決できて良かった」と喜んでくださり、私も喜んでもらえる仕事ができて嬉しく思いました。

この件の弁護活動をしてよく分かったのは、相続が起きたら相続人間で話し合って土地の名義を必ず変えなければならないということです。話し合いを避け登記の問題を先送りするのは、紛争の火種を将来に残すのと同じです。